

マオイオートランド条例

令和7年12月11日

条例第33号

(設置)

第1条 豊かな自然環境を活用した野外でのレクリエーションの場を提供することで、地域の振興と観光の推進を図るため、マオイオートランド（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
マオイオートランド	長沼町東6線北4番地・長沼町東7線北4番地

(施設)

第3条 キャンプ場の施設は、次のとおりとする。

- (1) センターハウス
- (2) キャンピングカーサイト
- (3) スタンダードカーサイト
- (4) フリーテントサイト
- (5) コテージ
- (6) 炊事施設
- (7) トイレ
- (8) テニスコート

(使用申込み)

第4条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特別の事由があると認めるものについては、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

(賠償責任)

第8条 使用者は、故意又は過失により建物、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第9条 町長は、必要があると認めたときは、キャンプ場の管理を公共的団体に委託することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 キャンプ場の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にキャンプ場の全部又は一部の管理を行わせる場合にあっては、第4条及び第8条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 町長は、指定管理者に次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) キャンプ場の使用承認に関する業務
- (2) キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他キャンプ場の管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第12条 町長は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者にキャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなけ

ればならない。

- 2 利用料金の額は、第5条の規定による使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。
- 3 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 4 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 5 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、第5条から第7条までの規定は適用しない。

(委任)

第13条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第5条関係)

区分	単位		使用料
入場料 (1人につき)	大人 (中学生以上)		1,040 円 (デイキャンプ) 520 円
	小人 (小学生)		520 円 (デイキャンプ) 260 円
キャンプサイト使用料	キャンピングカー	1 サイト	3,140 円

	サイト		(デイキャンプ) 1,570 円
	スタンダードカー サイト	1 サイト	2,090 円 (デイキャンプ) 1,040 円
	フリーテントサイ ト	1 サイト	520 円 (デイキャンプ) 260 円
コテージ使用料	コテージ	1 棟	10,400 円 (デイキャンプ) 5,200 円
テニスコート使用料	1 面につき 1 時間	一般	1,040 円
		上記以外の者	520 円

備考

- 1 未就学児の入場料は、無料とする。
- 2 上記以外の者とは、キャンプ場（テニスコートを除く。）若しくはながぬま温泉条例（平成元年条例第38号）に規定するながぬま温泉（物産館を除く。）を使用する者又は町内在住者とする。
- 3 使用料の額は、入場料に使用する施設に係るキャンプサイト使用料、コテージ使用料及びテニスコート使用料の額を加えた額の合計額とする。ただし、テニスコートのみを使用する場合は、この限りでない。
- 4 使用料は、1泊2日分（午後1時から翌日午前11時まで）の料金とする。ただし、デイキャンプは、午前9時から午後4時までの料金とする。